

帯広市地域材利用推進方針

平成 25 年 4 月 策定

令和 5 年 4 月 改正

帯広市地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、北海道が定める北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、帯広市の建築物等において、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るための基本的事項等を定めるものである。

第 1 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、地域材の利用を拡大し、適正な森林整備を促進することは、SDGs の達成や脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて以降、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきたが、依然として低層の戸建て住宅が中心であり、技術やコスト面の課題から中高層や低層非住宅については大部分が非木造となっている。

近年は、強度等に優れた建築用木材である CLT（直交集成板）、コアドライや木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新が図られるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかわしでの木材の利用が進みつつある。

さらに、令和 3 年の法改正において、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現や地域の経済の活性化に向け、公共建築物以外の建築物も木造化・木質化を一層進めることとされており、建築物をはじめ工作物、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野で地域材の利用を拡大することが必要である。

このため、市は、建築物等における地域材の利用の促進に取り組むとともに、国や北海道の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知、事業者や市民等に対し地域材の利用の促進に関する情報の提供を行う。また、関係機関と連携しながら体制整備に努めるものとする。

(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第13条の規定に基づき、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における地域材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成を図るため、CLTや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

さらには、ライフサイクル・アセスメント(LCA)等を活用し、地域材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及やESG投資等において評価される建築物の木材利用の評価指標や評価のあり方の検討、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果に関する調査研究とその成果の発信等に努めるものとする。

2 住宅における地域材の利用の促進

市は、法第14条の規定に基づき、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅等を建築する担い手の育成、住宅部材の開発等の施策の推進に努め、住宅における地域材の利用を促進するものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針、本推進方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で

公表し協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

4 公共建築物における地域材の利用の促進

(1) 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

ア 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、集会場、市営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業の用に供される庁舎等が含まれる。

イ 市以外の者が整備するアに準ずる建築物

市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設等が含まれる。

(2) 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

ア 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、進展の見られる木材の耐火性能等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものも含め、内装等の木質化を促進する。

なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も検討するものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

また、公共建築物における地域材の需要の拡大のため、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を検討するものとする。

イ 建築材料以外の木製品導入の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）

の利用に努めるものとする。

ウ 木質バイオマスの利用の促進

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

また、工事現場での環境配慮への取組として、木質バイオマスの利用（例：木質ペレットストーブ、オガ粉を用いたバイオトイレ等）を促進するものとする。

5 公共土木工事における地域材の利用の促進

地域材の利用の促進すべき公共土木工事は、市が所管する公共土木工事全般とし、特に、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、積極的に地域材の利用を促進するものとする。

第3 市が整備する公共建築物等における地域材の利用の推進

市が整備する公共建築物等の木造化・木質化等を進めるに当たっては以下によるものとし、合法性や産地が証明された地域材の利用を推進するものとする。

1 公共建築物における木造化・木質化の推進

(1) 木造化の推進

市が整備する公共建築物については、コストや技術の面で困難であるものを除き、第2の4（1）の地域材の利用を促進すべき公共建築物において、可能な限り木造化を図るものとする。

(2) 木質化の推進

市が整備する公共建築物については、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとするが、関係法令等で制限がある場合はこの限りではない。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとするが、原材料の確保が難しいなど、地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合はこの限りではない。

2 公共建築物における地域材製品等の利用の推進

(1) 木製家具等の導入の推進

市が整備する公共建築物において使用する家具等については、地域材製品の導入を推進するものとする。

(2) 木質バイオマスの利用の推進

市が整備する公共建築物においては、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入を推進するものとする。

3 公共土木工事における地域材利用の推進

市が実施する公共土木工事のうち、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、地域材の利用を図るものとする。また、新

たな技術の活用や資材の転換により地域材の利用が見込める工種・工法について、試験施工に取り組むものとする。

第4 建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

市は、工作物等における地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について情報発信を行い、地域材の利用を促進するものとする。

1 農畜産分野での地域材の利用の促進

農業は、本市の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、鳥獣被害防止柵など建築物以外の農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

2 木質バイオマスの利用の促進

市は、建築物における木質バイオマスの利用に努めるとともに、市民への利用の意義の普及啓発や加工・利用施設の整備への支援、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を促進するものとする。

第5 その他必要事項

1 公共建築物及び公共土木の整備・施工において考慮すべき事項

公共建築物等の整備・施工において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な調達等によって、整備・施工コスト及び維持管理コストの低減に努めるほか、地域材の利用に関する利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、整備・施工コスト及び維持管理コストを総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備や公共土木工事の実施の検討に当たっては、木造の建築物や木製の土木用資材は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った場合は、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

2 建築物等における地域材の利用の推進体制

市の建築物等における地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、庁内の関係部署間で連携を図り、必要な情報交換を行うなど、建築物等における地域材の利用の取組を推進するものとする。